

# 全国老人ホーム施設長へのアンケート

各々の設問について、該当欄に○をつけてください。また、ご意見等は末尾にご記入ください。

## ◆ 本アンケートの構成・内容 ◆

【1】 総括的評価 = 「介護の社会化」を目的に創設された介護保険

【2】 介護保険制度の骨格についてお聞かせください

- ① 負担について
- ② 要介護認定と区分支給限度額について
- ③ 特養の待機者と特養整備について
- ④ 施設の経営と職員処遇について
- ⑤ 養護老人ホームについて
- ⑥ 自由記述

【3】 最近の動向に関する意見をお聞かせください

- ① 特養の運営主体について
- ② 介護職への医療行為の解禁について
- ③ 自由記述 : 最近の動向に関するご意見

【4】 その他

- ① 21・老福連の主張についてのご意見
- ② 自由記述 : 全体を通して

【1】 総括的評価 = 「介護の社会化」を目的に創設された介護保険

< 該当する箇所ひとつに○をつけて下さい >

	① 思う	② 思わない	③ どちらとも いえない	④ その他
① 「介護の社会化」という初期の目的を概ね達成できていると思えますか				
② 家族がいてもいなくても同じようにサービスを受けることができると思いますか				
③ 施設でも在宅でも自由にサービスを選択することができると思いますか				
④ サービスは受けやすくなったと思いますか				
⑤ 契約制度に移行して利用者の権利意識が高まったと思いますか				
< その他 備考・自由記述欄 >				





**④ 施設の経営と職員処遇についてお伺いします**

< 該当する箇所ひとつに○をつけて下さい >

( 1 ) 職員の給与改善について ⇒ 3%の介護給付改定によって十分な給与改善ができましたか。

- ① 十分改善                      ② 不十分ながら改善                      ③ 改善できない                      ④ その他

( 2 ) 十分な改善をおこなうためには、どれくらいの介護給付改定を望みますか。

- ① 20%              ② 15%              ③ 10%              ④ 5%              ⑤ 不要              ⑥ その他

( 3 ) 職員処遇改善交付金について、今後どのような方向性を望んでいますか。

- ① 介護報酬に組み入れる                      ② 公費補助として継続                      ③ 廃止する  
④ わからない                      ⑤ その他

**⑤ 養護老人ホームの施設長さんにお伺いします**

※ 該当される方のみご記入ください

< 該当する箇所ひとつに○をつけて下さい >

( 1 ) 「特定施設」への移行によって利用者サービスが向上したと思いますか。

- ① 思う              ② 思わない              ③ どちらともいえない              ④ 移行していない              ⑤ その他

( 2 ) 「特定施設」に移行された施設にお聞きします。移行後の運営・経営は安定しましたか。

- ① 特に問題はない              ② 厳しいけれども何とか運営している              ③ 大変厳しい              ④ その他

( 3 ) 施設整備(個室化や環境改善)または計画は進んでいますか。

- ① 進んでいる              ② 検討中                      ③ 進んでいない                      ④ その他

( 4 ) 施設整備の中で個室化は促進しましたか。

- ① 個室化した              ② 個室化ではないが、改修・改築をした              ③ していない              ④ その他

( 5 ) 施設の定員割れはしていませんか。

- ① していない              ② している ⇒ 入所率【                      】%

**⑥ 自由記述 : 介護保険制度全般についての意見をご自由に記載ください**

【3】 最近の動向に関する意見をお聞かせください

① 特養の運営主体についてお伺いします

< 該当する箇所ひとつに○をつけて下さい >

( 1 ) 医療法人(社会医療法人)への解禁が進もうとしています。このことについて意見をお聞かせください。

- ① 賛成                      ② 反対                      ③ どちらともいえない                      ④ わからない                      ⑤ その他

( 2 ) そもそも社会福祉法人以外が特養を運営することについて、どのような意見を持っておられますか。

- ① 社福法人に限定                      ② 社会医療法人なら可                      ③ 医療法人なら可  
④ 非営利法人なら可                      ⑤ 営利企業を含めて可                      ⑥ その他

② 介護職への医療行為の解禁についてお伺いします

< 該当する箇所ひとつに○をつけて下さい >

( 1 ) 現実に介護職が医療行為をおこなっていますか。

- ① している ⇒ 設問 ( 2 ) へ                      ② していない  
③ わからない                      ④ その他

( 2 ) (1)の設問で①<している>に○をつけた方にお伺いします。その内容をお答えください。

( 複数回答可 )

- ① 服薬管理    ② 吸引    ③ 排便    ④ 浣腸 (市販外使用)    ⑤ 人工肛門管理 (パウチ内廃棄以外)  
⑥ 褥瘡処置 (ガーゼ交換以外)    ⑦ 点滴の抜針    ⑧ 経管栄養    ⑨ その他 【                      】

( 3 ) 介護職へ医療行為を解禁することについて、ご意見をお聞かせください。

- ① 基本的には賛成 ⇒ 設問 ( 4 ) ( 5 ) へ                      ② 条件つき賛成 ⇒ 設問 ( 4 ) ( 5 ) ( 6 ) へ  
③ 反対                      ⇒ 設問 ( 7 )                      へ                      ④ その他

( 4 ) (3)の設問で①②<基本的には賛成><条件つき賛成>に○をつけた方にお伺いします。

その主な理由をお答えください。

( 複数回答可 )

- ① 法的に守られるから                      ② 現実に行っているから                      ③ 介護職としては当然  
④ 専門技術が向上する                      ⑤ その他 【                      】

( 5 ) (3)の設問で①②<基本的には賛成><条件つき賛成>に○をつけた方にお伺いします。

認めるべき医療行為の範囲はどこまでだとお考えですか。

- ① 服薬管理    ② 吸引    ③ 排便    ④ 浣腸 (市販外使用)    ⑤ 人工肛門管理 (パウチ内廃棄以外)  
⑥ 褥瘡処置 (ガーゼ交換以外)    ⑦ 点滴の抜針    ⑧ 経管栄養    ⑨ その他 【                      】

( 6 ) (3)の設問で②<条件つき賛成>に○をつけた方にお伺いします。その条件とはどのような内容ですか。

【 記述回答 ⇒                      】

( 7 ) (3)の設問で③<反対>に○をつけた方にお伺いします。その主な理由をお答えください。

( 複数回答可 )

- ① 法的に問題                      ② 専門性の違い                      ③ 技術に不安                      ④ 教育されていない  
⑤ そもそも医療職の仕事    ⑥ 入所の対象ではないから    ⑦ その他 【                      】

**③ 自由記述**： 最近の動向に関する意見をご自由に記載ください

**【4】 その他**

**① 21・老福連の主張についての意見をお聞かせください**

別冊で同封している「誰もが安心できる老人福祉のために」の冊子、裏面に記載されている、「21・老福連の主張」をお読みになってご意見をお聞かせ下さい。

< 該当する箇所ひとつに○をつけて下さい >

		① 賛同する	② 概ね 賛同する	③ 一部 賛同する	④ どちらとも いえない・ わからない	⑤ 賛同 できない
(1) 負担について	保険料・利用料の減免制度を拡充し、所得に応じた負担制度に変更すること					
	少なくとも住民税非課税世帯からの保険料、利用料徴収はしないものとする					
	住居費・食費の原則本人負担は直ちに廃止すること					
(2) 認定問題について	要介護認定制度を見直して、専門職の判断によって必要な人に必要なだけのサービスを受けることができるようにすること					
(3) 特養等の整備について	待機者をなくすために特別養護老人ホームの緊急整備をおこなうこと					
	セーフティネットとして養護老人ホームの緊急整備をおこなうこと					
	施設の建設を進めるために公費による建設補助を4分の3に戻すこと					
(4) 職員の給与改善と職員配置について	職員配置基準の改善と専門職に相応しい身分・給与の改善をおこなうこと					
	特別養護老人ホーム・老人保健施設など施設の介護職員は、少なくとも入所者2人に対して職員を1人以上とすること					
	すべてのサービスの指定基準内職員は常勤職員とすること					
	福祉職員の給与を月額4万円以上増額すること					
	そのために国民負担を増やすことなく思い切った介護給付の底上げをおこなうこと					
(5) 国の負担について	以上を実施するため、少なくとも国の負担率を元の50%に戻すこと					

